

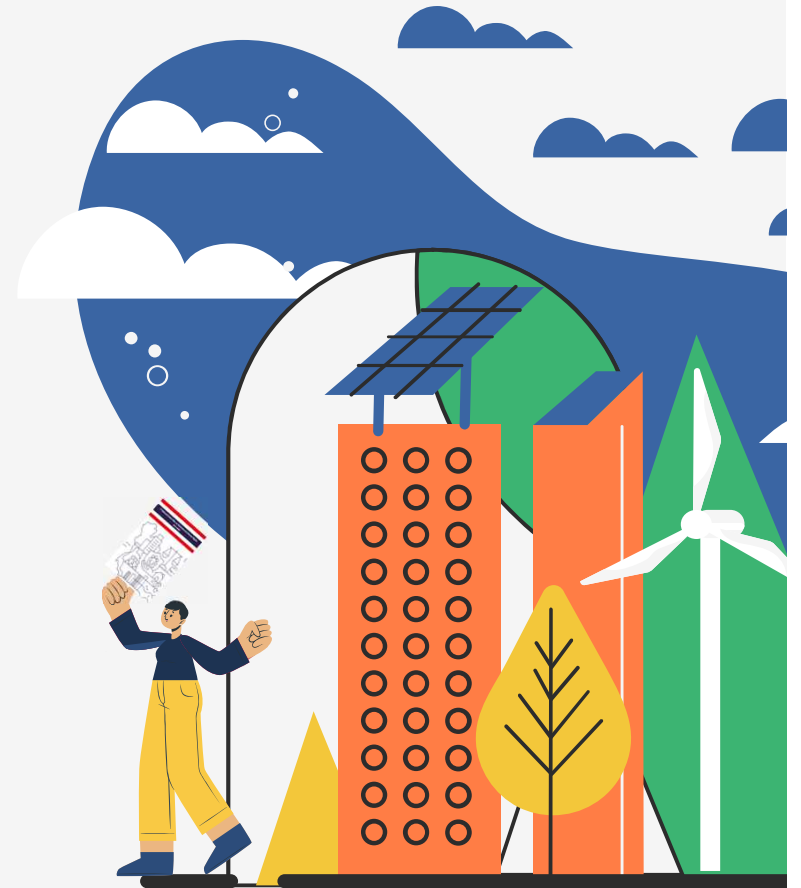
タイ NAP ビジネスと人権に関する 国家行動計画 策定と実践

タイ法務省
権利・自由保護局
国際人権課長
ナリーラック・ペヤチャイヤポーン



01

タイ NAP :
アジアでは第一番



第1 NAP : 優先事項



労働



地域社会、土地、天然資源、環境



人権擁護



国境を越えた投資と
多国籍企業

・ 2019年10月29日閣議決定
(国家義務と企業の自主的措置の買い組み合わせ)



<https://qr.go.page.link/TiqcJ>

政府責務の例

1. 国の責務

No.	課題	活動	担当官庁	時期	達成指針 (概算)	国家戦略・SDG ・ UNGPへの準拠
1	法令、規則、政策その他対策の策定と改善。	企業活動によって影響を受ける土地・水資源・気候の管理に関する法令、規則、対策の見直し、改正、変更と提案。	・ 農業・協同組合省 ・ 天然環境資源省 ・ 工業省	2019-2022	企業活動によって影響を受ける土地・水資源・気候の管理に関する法令、規則、対策のうち、見直し、改正、また策定されたものの数。	・ 環境配慮型経済開発に関する国家戦略 ・ SDG 6/13/14/15 ・ UNGP 1/3/5/7
2		コミュニティの権利に影響を与える既存法令を地域参加を通して見直す。	・ 農業・協同組合省 ・ 天然環境資源省 ・ 内務省 ・ 工業省	2019-2022	コミュニティの参加に関する法令のうち、見直されたものの数。	・ 環境配慮型経済開発に関する国家戦略 ・ SDG 6/13/14/15 ・ UNGP 1/3/5/7





政府がすべきこと

労働（労働省）




- 労働者の権利促進・保護のため法律・政策改正・労務管理システムの改善
- 倫理的雇用の徹底
- 労働者の人権意識の向上
- 職場での差別やセクシャル・ハラスメント防止を推進
- 公正な賃金の確保
- 安全で良好な労働環境を促進
- 医療サービスへのアクセス確保
- 労働者・移民労働者の子どもの権利確保
- 人身売買と強制労働と戦う
- サプライチェーンにおける労働保護を監督するよう企業に奨励
- 技術代替による雇用喪失の対処法を見つける
- 企業活動の監視

地域社会、土地、天然資源、環境 （天然資源・環境省）

- 人権原則に適合するよう法律・政策を改正
- 関連性のある利害関係者による環境管理を促進
- 環境影響評価および環境健康影響評価
- 経済特区
- 天然資源と環境の管理
- 地域社会の能力向上
- あらゆる過程に民族的マイノリティを含める
- 企業活動の監視

人権擁護（法務省）

- 人権擁護を確保するために、関連する国際人権条約を批准する
- 人権保護機構との協力
- 人権擁護の保護と促進のため法律・政策を改正
- 人権擁護者を保護するための具体的措置を策定
- すべての利害関係者に対し、人権擁護者の役割について周知徹底



国境を越えた投資と多国籍企業 （外務省+運輸省+タイ投資委員会）

- 人権原則に適合するよう法律・政策を改正
- 外国人投資家に対する人権意識の向上
- 責任ある事業活動を継続的に推進
- 海外投資を行うタイ人投資家による人権侵害の防止
- 国営企業の監視
- 企業活動の監視
- 地域および国際社会におけるビジネスと人権の課題の推進に協力

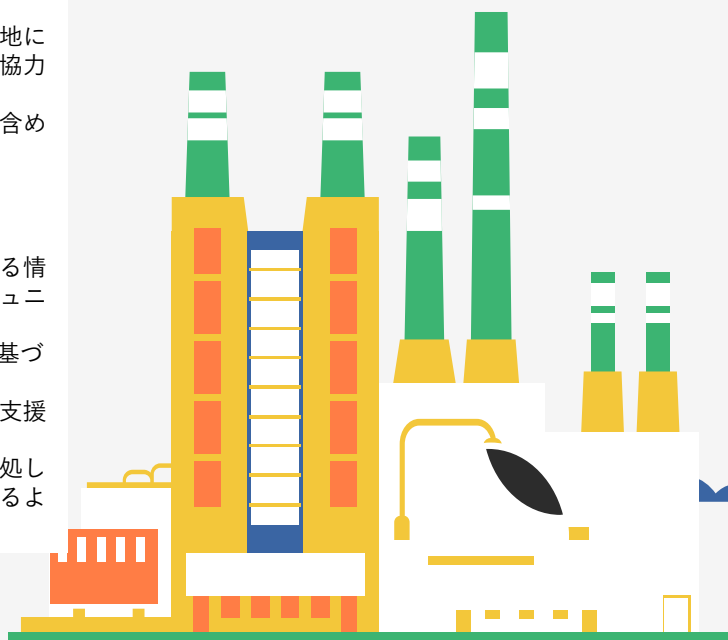
企業の自主的対策例

2.1 環境、天然資源、地域社会、土地に関連する人権の原則、法令、基準の遵守

- ・ 国営企業と民間ビジネスセクターは、自社の規則・規定を見直し、環境、天然資源、地域社会、土地に関連した分野で人権関連法令・基準・原則、特にUNGPに適合するように改正しなければならない。
- ・ 国営企業と民間ビジネスセクターは、サプライチェーンも含めた子会社が環境、天然資源、地域社会、土地に関連した分野で人権関連法令・基準・原則を遵守するよう奨励し、また監督しなければならない。
- ・ 国営企業と民間ビジネスセクターは、政府や国際団体が環境、天然資源、地域社会、土地に関連した分野での人権関連法令・基準・原則の遵守について監督・審査する場合には、協力しなければならない。
- ・ 国営企業が人民からの土地収用を行う場合、関連省庁から前以て公共通知を出すことも含めて、適切な救済措置を取るべきである。

2.2 国民とコミュニティの参加

- ・ 国営企業と民間ビジネスセクターは、透明性を保つために、事業やプロジェクトに関する情報をプロジェクト開始前、その実施中、さらに終了後に、一般に、特にその地域のコミュニティと住民に公開すべきである。
- ・ 国営企業と民間ビジネスセクターは、すべての世評に耳を傾け、利害関係者のUNGPに基づく参加の過程を尊重すべきである。
- ・ 国営企業と民間ビジネスセクターは、コミュニティに適し、また益となる製造過程を支援するよう、コミュニティとの連携を密に保つべきである。
- ・ 国営企業と民間ビジネスセクターは、プロジェクトが地域社会に与える影響に関して対処しようと準備する際に、関連省庁と協力しながら、市民と近辺住民のより良い理解を促せるようコミュニケーションを図るべきである。



国営企業と民間企業は何をすべきか

労働

- 関連法令・規則・規制・人権原則の遵守 + 労働者の人権および関連法に関する意識の向上
- 法で定められた労働者の権利と福祉の確保
- 職場における差別とセクシュアルハラスメントの防止を推進
- 職場での苦情処理メカニズムへのアクセスを確保

人権擁護

- 関連法令・規則・規制・人権原則の遵守
- 人権擁護者の役割に関する認識を高める
- 事業活動から生じる人権への悪影響を防止・緩和・軽減するために市民団体と協力
- 関係対立や人権侵害の回避・削減のため、人権擁護者とコミュニケーションを図る

地域社会、土地、自然資源、環境

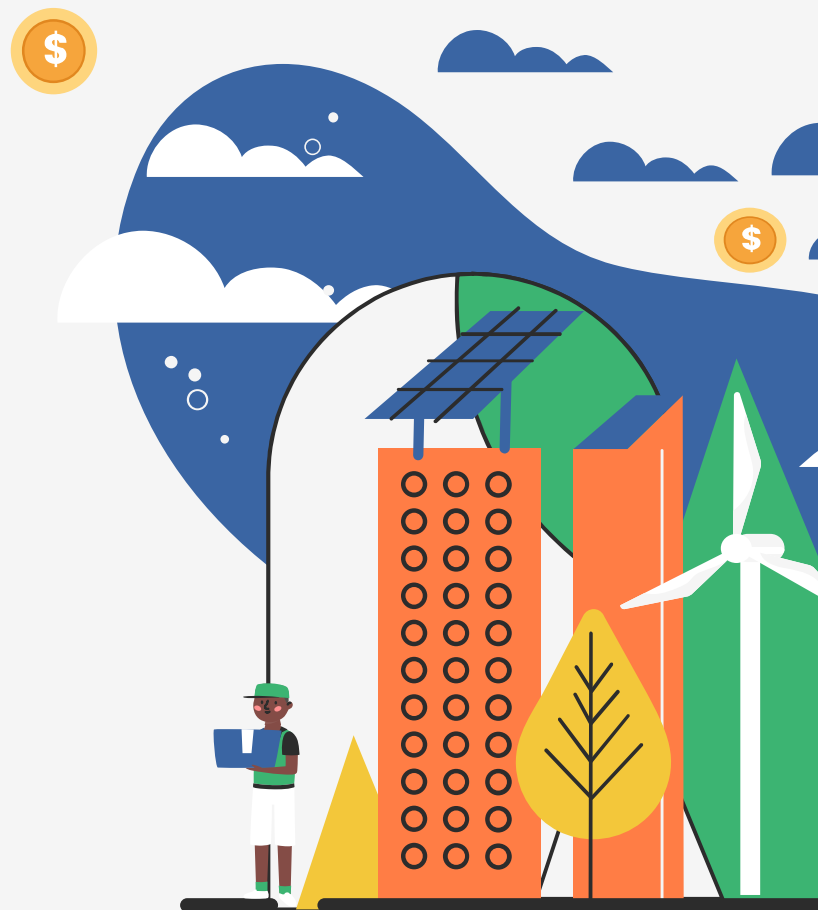
- 関連法令・規則・規制・人権原則の遵守 + サプライチェーンも同様に遵守するよう監視
- プロジェクトの影響を受ける人々やコミュニティの意見聴取
- 人権デュー・デリジェンスおよび人権影響評価を実施し、一般に開示
- 対話と調停を促進し、苦情処理メカニズムへのアクセスを確保

国境を越えた投資と多国籍企業

- 人権に関する法令や原則、特に責任ある事業行動について、従業員／行政機関／サプライチェーンの認識を高める
- 人権侵害の防止・回避のため、すべてのサプライチェーンを監視
- 人権デュー・デリジェンスおよび人権影響評価を実施し、一般に開示
- 救済措置の提供を含め、プロジェクトの影響を受ける人々や地域社会との対話・調停を促進

02

NAPの実施： メカニズムと対策



NAP 実施監督のしくみ

タイ人権啓発推進委員会

(副首相、法務大臣、国防省、外務省、社会開発・人間の安全保障省、運輸省、天然環境資源省、工業省、法務省、労働省、教育省、保健省、内務省、国家経済社会開発委員会、国家人権委員会、タイ王国国家警察庁、財務省、グローバル・コンパクト・ネットワーク・タイ、国営企業政策事務局、人権専門家)



NAP実施地方委員会

(法務省、国防省、財務省、外務省、観光・スポーツ省、社会開発・人間の安全保障省、農業・協同組合省、運輸省、DE、天然環境資源省、教育省、MOTr、工業省、労働省、教育省、保健省、内務省、タイ証券取引委員会、国営企業政策事務局、東部経済回廊、タイ投資委員会、タイ王国国家警察庁、タイ司法裁判所、中小企業振興事務局、国家経済社会開発委員会、会計検査院、国家人権委員会、周辺諸国経済開発協力機構、タイ銀行、EXIMBank、タイ証券取引所、InA、BA、COC、TRBA、SMEA等)

3カ月に1度開催*



NAP実施の推進（政策レベル）

中央および地方の
関連省庁による
ハイレベル対話



モデル10県を選定し
NAP実施のための
最適例を見つける



NAP実施の推進（実務レベル）



利害関係者へ
NAPを配布



各関連省庁に、調整役
（フォーカル・ポイント）の
任命を要請

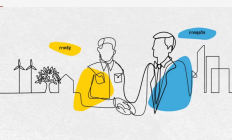
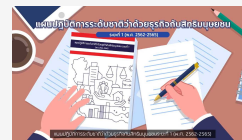
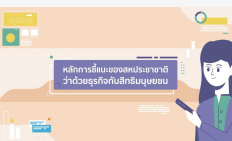
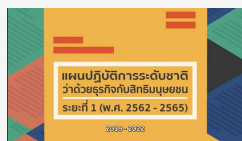
NAP実施の推進（実務レベル）



年間を通じて、ビジネスと人権に関する研修をあらゆるセクターで定期的実施

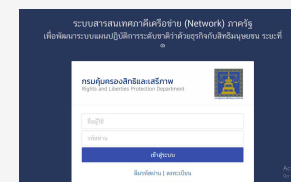


ビジネスと人権に関して理解を深めるためのメディアをいくつか開発する



NAP実施に関する評価

NAP ITシステム



中間評価

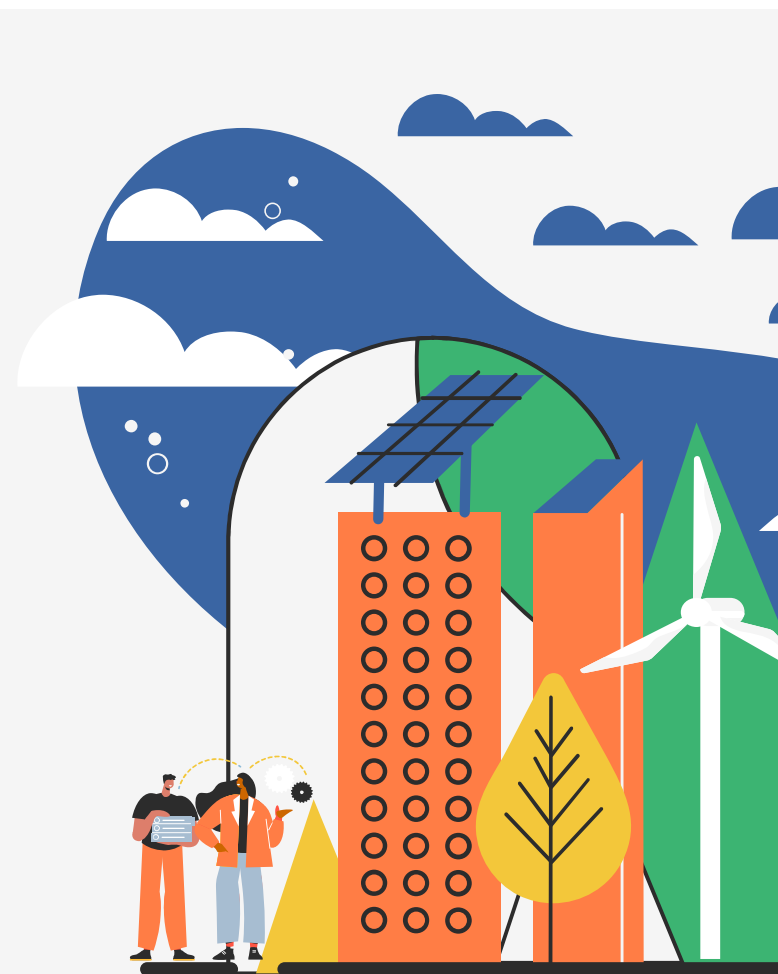


全期間評価
(法務省検討中)







03

第1次NAPの評価： 達成事項と チャレンジ



主な業績：政府側

【130/142件が目標を達成 = 91.55%】

	<ul style="list-style-type: none">● 企業へのインセンティブ（出所者の雇用促進）（法務省 + 財務省）● コロナ禍における労務管理について（労働省）● 職場におけるジェンダー平等と非差別の推進（社会開発・人間の安全保障省）
	<ul style="list-style-type: none">● 証券取引委員会から上場企業にESG情報の開示を奨励（タイ証券取引委員会）● 公共調達優先業者リストに環境配慮型製品を含める（財務省）● 全国のコミュニティに調停センターを設置する（法務省）
	<ul style="list-style-type: none">● 証人保護法を改正し、人権擁護者のための保護を追加（法務省）● スラップ被害防止法案（汚職・権力濫用関連）（国家汚職行為防止委員会）● 人事考課者を保護するための具体的措置とSLAPP防止法の検討（法務省 + UNDP）
	<ul style="list-style-type: none">● 周辺諸国経済開発協力機構が、CMLVプロジェクトへの融資承認条件として契約に人権評価を盛り込む（財務省）● タイ銀行が持続可能な金融とESGを促進する覚書を策定する（タイ銀行）● BITモデルに人権条件を盛り込む（外務省）

主な達成事項（中間評価）：企業側

1

人権政策を正式発表

2

人権侵害防止のガイドライン採択

3

人権デュー・デリジェンスの実施

4

スタッフの人権意識の向上

5

サプライチェーンのマネジメントを監視

6

人権侵害が発生した場合の救済措置の提供

7

苦情処理メカニズムの強化

8

人権保護の実施を担当するスタッフ・部門・ユニットを任命

9

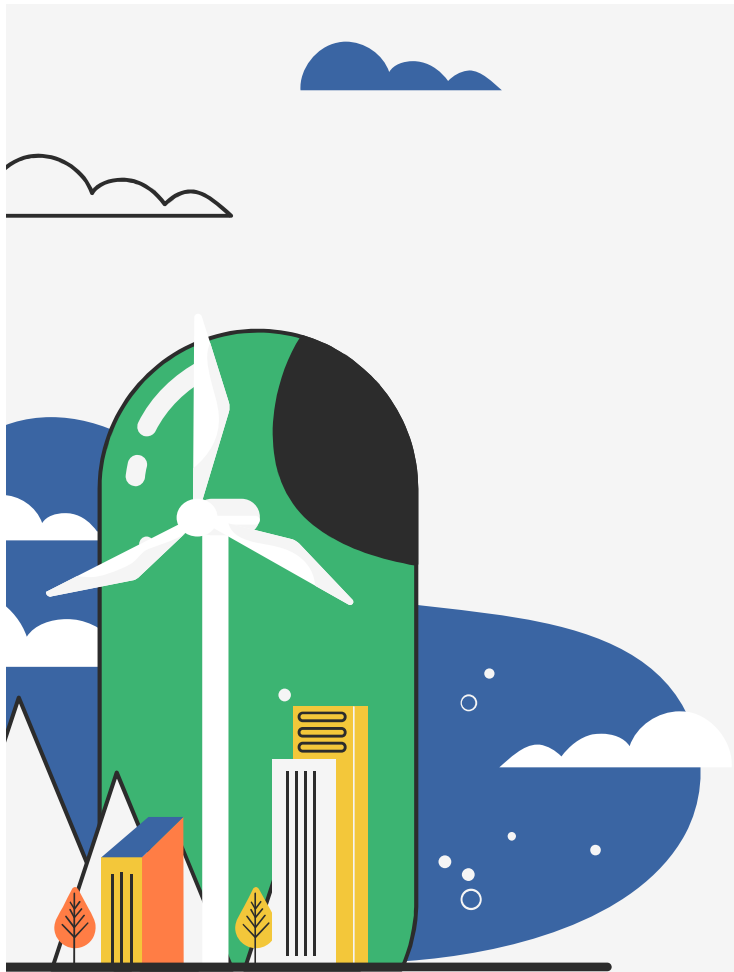
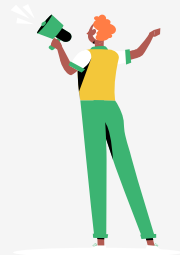
スタッフや顧客とのコミュニケーション

10

NAP実施の達成

チャレンジ

- 新型コロナ感染症と新たな課題
- スタッフ・役員の交代
スタッフのローテーション
- 利害関係者間で異なる需要
- 資源による違い
- 責任ある事業活動に対する理解不足
- 政情不安



ビジネスセクターのNAP実施推進に関する 重要な所見

- NAPの実施状況を自主的に報告したのは大企業だけだった。
- だから、中小企業への働きかけを強化しなければならない！

例...対話を増やす

覚書を締結する：タイ中小企業連盟産業協会、
商工会議所、タイ銀行協会、
中小企業振興室、その他。



企業向けインセンティブ

人権賞

- 中央政府
- 国営企業
- ビジネス（小・中・大）
- 社会的企業
- 公益セクター

BHRラベル

（検討中）



環境配慮型

製品およびサービスを

公共調達ベンダーの
優先リストに含める

税制優遇措置

（検討中）

第1次NAPにおける「救済へのアクセス」 の進捗状況と評価

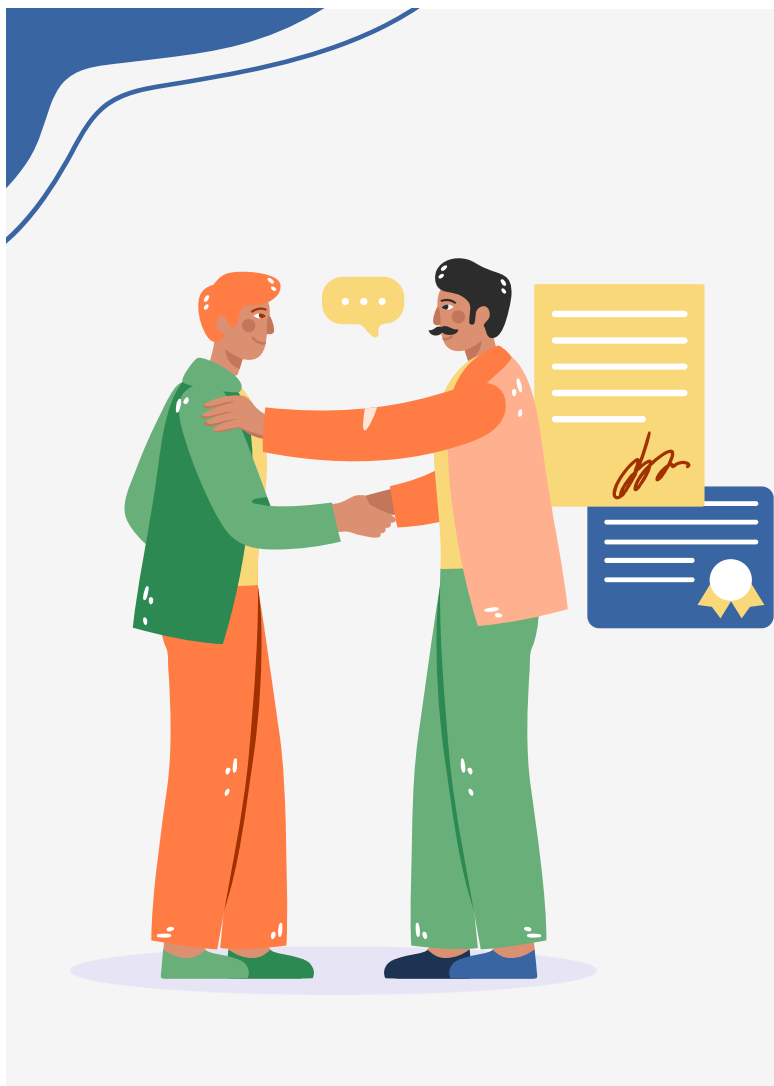
- 全国に1,767の地域調停センターが設置された。
- 内部告発者／人権擁護者の保護を強化するため、証人保護法が改正された。
- 国家補償の支給基準が改正され、入国資格に関係なく人権侵害の被害者となれば、移民労働者も支給対象となった。
- 国境を越えた影響に関する問題に対処するためのタイに適した全国窓口（NCP）モデルを検討する。
- 企業と人権侵害の影響を受ける人々との対話の場として、多くの特別委員会が設置されている。
- ビジネスと人権に関連する事件に対する認識を高めるため、裁判官や検察官を対象とした人権研修が数多く実施された。



04

タイの第2次NAP の概要と進捗状況



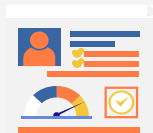


05

日本からの法制度 整備支援への期待

期待できる協力

定期的な会合により
NAPとビジネスと人権に関
する最新情報・経験の共有、
さらに進捗状況を
報告する。



日本NCPと対話し、その
組織と運営について学ぶ。

ビジネスと人権および人権デュー・
デリジェンスに関する認識を高める
ために有用な資料の共有。



タイで活動する日系企業および日
本で活動するタイ企業、またはサ
プライチェーンの一部として活動
するタイ企業とつながる。

日本およびタイで営業する日本企業
にどのように責任ある企業行動を徹
底させるかについて、研究する。

両国で効果的な法制度と救済策への
アクセスを改善する方法を探るための
共同研究と情報・経験の共有。

各国および各地域の利害関係者の意識向上の
ための合同セミナーおよび地域

例：人権デュー・デリジェンスガイドライン、
ビジネスと人権



ありがとう！